

## 令和7年度泉南市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針

泉南市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

### 1. 調達方針策定の目的

障害のある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、市においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

本方針は、泉南市が令和7年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

### 2. 調達方針の推進

- (1) 障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性に留意するとともに、泉南市の調達の考え方、理念及び障害者優先調達推進法の趣旨に基づいて、地方自治法等、泉南市財務規則、泉南市随意契約のガイドラインを適応し、障害者就労施設等と随意契約の積極的な活用を図る。
- (3) 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、受注の機会を増大するため、次の観点についても配慮することとする。
  - (ア) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
  - (イ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。
  - (ウ) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

### 3. 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等障害福祉サービス事業所等
  - (ア) 就労移行支援事業所
  - (イ) 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - (ウ) 生活介護支援事業所
  - (エ) 障害者支援施設（就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護支援事業を行うものに限る。）
  - (オ) 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - 企業
    - (ア) 障害者雇用促進法の特例子会社
    - (イ) 重度障害者多数雇用事業所
      - ① 障害者の雇用人数が5人以上

- ② 障害者の割合が従業員の 20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が 30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - (ア) 在宅就業障害者（在宅等において、物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
  - (イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）
- 4. 障害者就労施設等からの物品等の調達目標
  - 令和 7 年度に本市が優先的に調達する品目・役務及び調達目標金額については、前年度の実績額を上回ることを目標とする。なお、障害者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。
- 5. 調達の対象物品等
  - 本市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。（別紙「障害福祉サービス事業所の物品等」を参照）
- 6. 適用範囲
  - 本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。
- 7. 調達実績の公表
  - 本市は、当該会計年度の終了後、市ホームページ等により公表するものとする。
- 8. 調整担当部署
  - 調達方針の策定及び見直し、庁内への周知等に関する調達事務は、福祉保険部障害福祉課が行う。
- 9. その他
  - (1) 各部署において、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取り組みを推進し、可能な限り全ての部署が直接、又は委託事業者、補助団体、指定管理者等においても障害者就労施設等からの物品等の調達に努めることとする。
  - (2) 物品、役務の契約にあたっては泉南市財務規則及び泉南市随意契約のガイドラインの定めによることとする。
- 10. 施行日
  - この方針は、令和 7 年 5 月 3 1 日から施行する。